

○飯舘村短期移住体験住宅利用要綱

(平成20年10月15日告示第1号)

(目的)

第1条 当村への移住促進をねらいとして移住希望者等に短期体験住宅（以下「体験住宅」という。）を貸し出し、定住を促進する。

(対象者)

第2条 体験住宅を利用できる対象者は、当村に移住を希望する者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 転勤による転入者
- (2) 婚姻による転入者
- (3) 在学中の者

(物件)

第3条 体験住宅として貸し出す住宅は下記の住宅とする。

八木沢字上八木沢390

(利用申請)

第4条 体験住宅の利用を希望する移住希望者は「短期体験住宅利用申請書」（以下「申請書」という。）（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 村長は、利用申請の提出を受けたときは内容を審査のうえ利用許可を決定する。

(契約)

第6条 利用許可が決定された者は、村長と「飯舘村短期移住体験住宅賃貸契約書」（以下「契約書」という。）（様式第2号）を取り交わす。

2 利用許可が決定された者は、契約書と併せて覚書（様式第3号）を提出しなければならない。

(利用期間)

第7条 体験住宅の利用期間は契約書において定め、契約の満了により終了する。

2 体験住宅の利用期間は、入居月から1年以内とする。

(利用目的)

第8条 利用者は、本村への移住体験をすることのみを目的として本物件を利用しなければならない。

(賃料)

第9条 体験住宅の賃料は、月額20,000円とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は、その日数にかかわらず1ヶ月分の額とする。

2 利用者は、契約書に従い賃料を村長に納入しなければならない。
(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により体験住宅若しくは設備を破損、汚損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
(修繕)

第11条 別表第1に掲げる修繕は利用者が行う。
(禁止又は制限される行為)

第12条 利用者は、本物件の全部又は一部につき、利用権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、村長の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造又は敷地内への工作物の設置を行ってはならない。

3 利用者は、本物件の利用に当たり、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

4 利用者は、本物件の利用に当たり、村長の書面による承諾を得ることなく、別表第3に掲げる行為を行ってはならない。

5 利用者は、本物件の利用に当たり、別表第4に掲げる行為を行う場合には、村長に通知しなければならない。
(利用許可の取消)

第13条 村長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合には、本利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する賃料納入義務
- (2) 第10条に規定する損害賠償義務

2 村長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 第8条に規定する本物件の利用目的遵守義務
- (2) 第12条各項に規定する義務
- (3) その他、契約書に規定する利用者の義務

(明渡し)

第14条 利用者は、入居月から1年以内の使用期間が終了する日までに（利用が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明渡ししなければならない。この場合において、利用者の責務により生じた損耗については原状回復しなければならない。

2 利用者は、明渡しをするときは村長に通知しなければならない。

3 村長及び利用者は、原状回復の必要がある場合にあつては、その内容及び方法について双方で協議し、回復に努めなければならない。

(賃貸料の返金)

第15条 村は、利用者が期間満了前に体験住宅を退去した場合においても、賃貸料は返金しない。利用の許可が取り消された場合も同様とする。

(事故免責)

第16条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、村はその責任を負わない。

(立入り)

第17条 村長は、本物件の防火や管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、村長の立入りを拒否することはできない。

3 移住希望者が本物件を下見するときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 村長は、火災の延焼防止など緊急に立ち入ることが必要な場合には、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1(第11条関係)

1	障子紙・ふすま紙の張替え
2	その他費用が軽微な修繕

別表第2(第12条第3項関係)

1	鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
2	室内で動物を飼育すること
3	物品の製造、販売、興行及び展示会、その他これに類する行為
4	宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
5	その他体験住宅の目的に反する行為

別表第3(第12条第4項関係)

1	新たな利用者(出生を除く)を追加すること
2	その他近隣住民の生活に支障がある行為

別表第4(第12条第5項関係)

1	2週間以上継続して本物件を留守にすること
---	----------------------

